

無料法律・税務相談会

完全
予約制

各支店での面談
／ オンライン開催 ／
平日夜、日曜でもOK

認知症の親の自宅を売って
施設の入所費用を
捻出したいが、
どうすれば…



最近物忘れが
多くなってきたので、
今のうちに相続対策を
始めておかないと…



相続税対策で
自宅をアパートに
建て替えたいが、
万が一その前に
認知症になって
しまったら…



オーナー ファミリーの お悩みごと、 解決します。

二世帯住宅を
解体したいけど、
どうやって進めたら…



アパート経営の
法人化って、
どんなメリットが
あるのかしら…



不動産を子どもたちに
共有で相続させたいが、
将来トラブルに
ならないだろうか…



自分の亡き後、
財産はすべて前妻との
子に相続させたい…



超高齢社会となった現代。相続や遺言など、今後の財産管理や次世代への資産承継について様々なお悩みをお持ちのオーナー様やご家族様が増えています。

しかし、実際にはどのような対策をとればいいのかわからない方も多いのではないのでしょうか。

保険あつとなびプラネットでは、このようなオーナー様やご家族様のため、専門家と提携のうえ「最良の答え」を導き出すお手伝いを行っております（無料）。

ぜひ一度、お気軽にご相談ください。



保険あつとなびプラネット

<h3>家族信託</h3> <p>成年後見制度にかわる認知症対策としての財産管理方法の家族信託。預金口座の凍結リスクを回避できたり、認知症を発症してしまった後でも不動産売買ができたり、相続税対策ができる仕組みとして最近利用される方が増えています。</p>	<h3>成年後見</h3> <p>認知症などで判断能力が乏しい方の「預貯金や不動産の財産管理」「遺産分割協議等の法律行為」「介護施設への入退所」といった生活に配慮する身上監護などを本人に代わり成年後見人が行う制度です。成年後見制度の取り扱い件数が都内でも有数の司法書士事務所が丁寧にご案内します。</p>	<h3>相続登記</h3> <p>2024年4月1日より、相続した不動産の名義変更が義務化されます。登記を怠ると最大10万円のペナルティーが科される場合があります。法改正前に発生した相続にも適用されるので、もし未登記の相続不動産があれば直ぐにご相談ください。</p>
<h3>遺産分割</h3> <p>相続業務の取扱実績が豊富な司法書士・行政書士事務所が、公平な第三者の立場から遺産分割をサポートしております。専門家がアドバイスをを行うことで法律的にも感情的にも円満な遺産分割を行い、争いに発展したときに必要となる弁護士費用を節約すると同時に、相続人同士の関係が悪化することを防ぎます。</p>	<h3>遺言</h3> <p>相続人が遺産を巡り「争族」となることを防止するためには、遺言の作成が効果的です。目的にあわせた最適な遺言の作成方法をサポートいたします。</p>	<h3>共有問題</h3> <p>不動産の処分（売却）には共有者全員の合意が必要です。現在の共有者間で問題がなくとも、将来世代においては共有者ごとに意見が異なり処分ができなくなるおそれがあります。このような事態を事前に防ぐため、ケースに応じた最適な解決策をご提示します。</p>
<h3>境界確定</h3> <p>所有地の境界を正確に答えられる方は決して多くはありません。このため、周囲の所有者との認識の違いにより、トラブルに発展してしまうこともあります。土地や境界のスペシャリストである土地家屋調査士が、境界問題の解決をお手伝いいたします。</p>	<h3>相続税対策 (二世帯住宅)</h3> <p>二世帯住宅の場合、親子別居のケースに比べて相続税を抑えられる可能性があります。それはその不動産に「小規模宅地等の特例」を適用できる場合です。「小規模宅地等の特例」とは相続した土地の評価額を最大80%減額できる制度です。経験豊富な税理士が相続税対策を指南します。</p>	<h3>アパート経営 法人化</h3> <p>法人を設立し、個人所有だったアパートを法人に移すことにより所得税の節税など様々な効果が生まれます。また、法人によるアパート経営は資産承継対策にもなります。税理士が法人化における最適なプランをご提案します。</p>

**相談会は下記の日程にて開催！
主催の支店までお問い合わせ下さい。**

**完全
予約制**

**オンライン
でも相談**

保険あつとなびプラネット

各支店にて相談

- ① 13:00～**
- ② 14:30～**
- ③ 16:00～**

**主
催**

本店 03-3891-2738
世田谷 03-6411-7310
東京西 0424-81-5203